

「令和3年版 労働保険事務組合 事務担当者必携」正誤表

(90頁)〔参考〕労働保険事務組合事務処理規約例

正	誤
<p><b>第2章 労働保険関係等事務処理の委託</b> (委託手続の事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿(様式第16号(第68条関係)・様式第4号(第2条の7関係))」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p><b>第3章 事務処理の方法</b> (賃金総額等の報告)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 本事務組合が、都道府県労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(様式第17号(第68条関係)・様式第5号(第2条の7関係))」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p><b>(被保険者の異動等に関する報告)</b></p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(様式第18号)(第68条関係)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第12条第1項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。</p> <p><b>(督促を受けた場合の事務)</b></p> <p>第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><b>第2章 労働保険関係等事務処理の委託</b> (委託手続の事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿(徴収則様式第16号・石綿則様式第5号)」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p><b>第3章 事務処理の方法</b> (賃金総額等の報告)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 本事務組合が、都道府県労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(徴収則様式第17号・石綿則様式第6号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p><b>(被保険者の異動等に関する報告)</b></p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(徴収則様式第20号)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、<u>第12条第1項</u>及び<u>第14条第4項</u>の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。</p> <p><b>(督促を受けた場合の事務)</b></p> <p>第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第2項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第2項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>